

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年藤沢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対する改正後の第2条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 主任介護支援専門員研修の修了時 | 読み替える字句 |
|----------------------|---------------------------------|
| 平成23年度までに修了した者 | 平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに |
| 平成24年度及び平成25年度に修了した者 | 平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに |

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センターの職員に係る基準が改正されたことに伴い、所要の改正をする必要による。